一般社団法人 日本計量史学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本計 量史学会(英文名 The Society of Historical Metrology, Japan)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新 宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、度量衡その他すべての量 の計量についての歴史的研究に関する事業を行 い、その学術の普及と発展に寄与することを目 的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 研究発表会、討論会、講演会、見学会、展 覧会の開催
- (2) 文献、遺跡、標本等に関する情報、資料の 調査、収集
- (3) 論文集「計量史研究」及び「計量史通信」、 並びにその他の刊行物
- (4) 国際計量史委員会及びその他関連学術団体 との連携・強力
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同す る個人又は団体であって、次条の規定によりこ の法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律上の社員とする。
- 会員に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、 入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受 けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる 費用に充てるため、会員になった時及び毎年、 会員は、総会において別に定める額を支払う義 務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退 会届を提出することにより、任意にいつでも退 会することができる。

(除 名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至っ たときは、総会の決議によって当該会員を除名 することができる。
- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反す る行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき (会員資格の喪失)
- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のい ずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減 計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終 了後、3ヶ月以内に1回開催するほか、必要が ある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、理事会の決議に基づき会長が招集す る。
- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を 有する会員は、会長に対し、総会の目的である 事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請 求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員 の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半 数を有する会員が出席し、出席した当該会員の 議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際 しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わな ければならない。理事又は監事の候補者の合計 数が第19条に定める定数を上回る場合には、 過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多 い順に定数の枠に達するまでの者を選任するこ ととする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定める ところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記 名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のう ち3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会 長をもって同法第91条第1項第2号の業務執 行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって 選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理 事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこ

の定款で定めるところにより、職務を執行す る。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、
業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、 法令で定めるところにより、監査報告を作成す る。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して 事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時総 会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任
- した理事又は監事の補欠として選任された理事 又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時 までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって 解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただ し、特別な場合は、理事会の決議を経て支給す ることができる。
- 第6章 理 事 会

(構 成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (招集)
- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるとき は、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律第96条の要件を満 たしたときは、理事会の決議があったものとみ なす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定め るところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記 名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年1月1日 に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書、収支予算書に ついては、毎事業年度の開始の日の前日までに 会長が作成し、理事会の承認を受けなければな らない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当 該事業年度が終了するまでの間備え置くものと する。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算について は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を

計量史研究 37-1 [43] 2015

経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号 の書類についてはその内容を報告し、第3号 から第5号までの書類については承認を受け なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減 計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所 に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を 主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うこと ができない。

(残余財産)

第35条 この法人が清算をする場合において有 する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方 公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更 することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で 定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公 衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(顧問及び名誉顧問)

- 第39条 この法人に顧問、名誉会員を若干名置 くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労が あったもののうち、理事会の推薦により、会長

が委嘱する。

- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問 に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 この法人の正会員のうち、特に計量史に造詣 が深く、且つ当法人のために功績のあったもの を理事会の推薦により総会の決議によって名誉 会員とする。
- 5 第24条の規定は、顧問及び名誉会員につい て準用する。

第10章 附 則

- 第40条 この定款は、一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律第106条第1項 に定める一般法人の設立の登記の日から施行す る。
- 第41条 この法人の定款に定めのない事項は、 すべて一般社団法人・財団法人法その他の法令 に従う。
- 付 登記の日は 2011 年 12 月 20 日である。